

宍粟市条例第 号

宍粟市中小企業等振興基本条例（案）

（目的）

第1条 この条例は、中小企業及び小規模企業（以下、「中小企業等」という。）が地域の経済及び雇用を支え、地域社会の担い手として重要な役割を果たしていることに鑑み、本市における中小企業等の振興に関する基本的事項を定めることにより、中小企業等の振興に関する施策を総合的に推進し、地域経済循環の活性化並びに雇用機会の拡大を促進して中小企業等の持続的発展を図り、もって市民生活の向上を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に規定する中小企業者及び同条第5項に規定する小規模企業者であつて、市内に主たる事務所又は事業所を有するもの。
- （2） 商工団体 商工会、商店街その他の市内の商工業並びに中小企業の振興を目的とする団体及び連合会であつて、市内に所在するもの。
- （3） 金融機関 銀行、信用金庫及びその他の金融機関であつて、市内に事務所を有するもの。
- （4） 市民 市内に住所を有する者又は市内に通勤若しくは通学するもの。

（基本方針）

第3条 中小企業等の振興は、経済的社会的環境の変化に対応した中小企業者の経営の向上に対する独自の創意工夫と自主的な努力を促進することを旨として、推進されなければならない。

2 中小企業等の振興は、本市に存する多様な技術、産業基盤、特色ある地域資源等の特性を積極的に活用することにより、市、中小企業者、商工団体、金融機関及び市民が一体となって推進されなければならない。

（基本施策）

第4条 市、中小企業者、商工団体及び金融機関は、第1条の目的を達成するため、前条の基本方針に基づき、次に掲げる施策を講ずるものとする。

- （1） 中小企業者に対する経営基盤の強化と経営の安定化を図ること。
- （2） 新たな企業誘致と既存企業の市外流出防止を図ること。
- （3） 地域資源を活かした産業の発展及び創出を図ること。
- （4） 中小企業者の人材の育成及び確保を図ること。
- （5） 中小企業者の事業承継の促進を図ること。

（市の役割）

第5条 市は、前条の基本施策を具体的に実施するために、国、県、商工団体、金融機関その他

関係機関と連携を図り、その協力を得ながら中小企業等の振興に関する施策を総合的に推進するものとする。

2 市は、中小企業等の振興に関する施策の実施に当たっては、事業の継続的発展が図られるよう、社会経済情勢の変化に応じて、計画的、柔軟かつ迅速に実施するものとする。

3 市は、物品及び役務の調達、工事の発注等に当たり、中小企業者の受注機会の増大に努め、市内経済循環の創出に努めるものとする。

4 市は、中小企業等の振興に関する具体的な施策の立案に当たっては、中小企業者及び商工団体からの意見聴取に努めるものとする。

(中小企業者の役割)

第6条 中小企業者は、経済的社会的環境の変化に対応して、自主的な努力及び創意工夫により経営の向上に努めるものとする。

2 中小企業者は、雇用機会の確保、人材育成及び労働環境の整備に努めるものとする。

3 中小企業者は、商工団体に積極的に加入し、地域社会の担い手としてその事業活動に協力するよう努めるものとする。

4 中小企業者は、市、商工団体、金融機関その他関係機関が取り組む事業に積極的に参画し、協働していくよう努めるものとする。

5 中小企業者は、児童、生徒及び学生の勤労観及び職業観の醸成が中小企業等における人材の確保等のために重要であることを認識し、児童、生徒及び学生に対する職業体験等の機会を提供するよう努めるものとする。

(商工団体の役割)

第7条 商工団体は、中小企業者の自主的な努力及び創意工夫による経営向上の取組を積極的に支援するよう努めるものとする。

2 商工団体は、国、県、市、金融機関その他関係機関と連携及び協働して中小企業等の振興と持続的発展を推進するよう努めるものとする。

3 商工団体は、中小企業等の振興のための事業活動を通じて地域社会に貢献するよう努めるものとする。

(金融機関の役割)

第8条 金融機関は、中小企業等の資金需要に対する適切な対応のほか、中小企業等の事業活動に有用な情報の提供その他の方法により、中小企業者が経営の向上を図る取組に対して協力するよう努めるものとする。

(市民の役割)

第9条 市民は、中小企業等の振興が、地域の経済の発展及び市民生活の向上に寄与することについての理解を深めるとともに、中小企業者が供給する商品の購入及び役務の利用、中小企業等における就業等を通じ、中小企業等の振興に協力するよう努めるものとする。

(条例の普及啓発)

第10条 市及び商工団体は、第1条の目的を達成するため、この条例の普及啓発に努めなければ

ならない。

(検証及び評価)

第11条 市は、商工団体と連携して、中小企業等の振興に関する主な施策について検証と評価を行い、その結果を中小企業等の振興に関する施策に反映するよう努めなければならない。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。